

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月24日

【四半期会計期間】 第134期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋 祥二郎

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(521)9530 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 肥田 明久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 黒岩 伸行

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行大阪支店
(大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,232	44,684	42,567	98,558	88,871
うち連結信託報酬	百万円			1		
連結経常利益	百万円	12,282	7,146	6,934	21,013	13,875
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	8,706	8,636	6,412		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				14,681	12,412
連結中間包括利益	百万円	14,184	5,734	55,744		
連結包括利益	百万円				1,017	22,117
連結純資産額	百万円	420,928	406,822	430,425	402,227	375,801
連結総資産額	百万円	5,978,524	6,126,137	6,714,460	6,115,271	6,285,002
1株当たり純資産額	円	8,081.39	7,952.25	8,567.25	7,863.37	7,482.34
1株当たり中間純利益	円	167.20	168.88	127.69		
1株当たり当期純利益	円				282.24	243.05
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	147.78	148.85	119.44		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円				249.42	214.19
自己資本比率	%	7.03	6.63	6.40	6.57	5.97
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,504	10,177	287,772	89,967	131,260
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	41,119	12,396	7,396	15,450	6,726
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,151	1,130	32,456	4,664	14,310
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	693,788	807,062	1,182,006	810,413	934,088
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,377 〔1,195〕	2,367 〔1,203〕	2,356 〔1,173〕	2,290 〔1,197〕	2,282 〔1,198〕
信託財産額	百万円			106		

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。当該株式併合が2018年度期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。
 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第132期中	第133期中	第134期中	第132期	第133期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	42,348	36,106	35,620	83,429	73,250
うち信託報酬	百万円			1		
経常利益	百万円	11,363	5,905	6,804	19,802	12,538
中間純利益	百万円	8,101	7,828	6,569		
当期純利益	百万円				14,217	11,869
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	265,450	53,090	53,090	53,090	53,090
純資産額	百万円	408,054	392,390	418,013	388,459	363,248
総資産額	百万円	5,963,003	6,111,625	6,702,291	6,100,476	6,271,836
預金残高	百万円	4,745,519	4,827,287	5,207,651	4,854,675	4,891,113
貸出金残高	百万円	3,727,390	3,792,929	3,983,906	3,795,860	3,878,885
有価証券残高	百万円	1,402,329	1,375,012	1,392,801	1,355,272	1,310,342
1株当たり配当額	円	4.00	17.50	17.50	26.50	40.00
自己資本比率	%	6.84	6.41	6.23	6.36	5.78
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,086 〔981〕	2,085 〔991〕	2,052 〔958〕	2,006 〔982〕	1,989 〔984〕
信託財産額	百万円			106		
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					
信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高 を除く。)	百万円					
信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高	百万円					

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。これに伴い発行済株式総数は212,360千株減少して53,090千株となっております。

- 3 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。第132期(2019年3月)の1株当たり配当額26.50円は、中間配当額4.00円と期末配当額22.50円の合計であり、中間配当額4.00円は株式併合前の配当額、期末配当額22.50円は株式併合後の配当額であります。
- 4 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

(注) 当行の連結子会社であるしがぎんコンピュータサービス株式会社、しがぎんビジネスサービス株式会社、しがぎんキャッシュサービス株式会社は2020年7月1日付で合併(存続会社: しがぎんビジネスサービス株式会社)いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識しているものとして前事業年度の有価証券報告書に記載した主要なリスクを含む「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

世界は誰も予測できなかった経済状況の急激な悪化と社会環境の激変に翻弄されております。パンデミック（世界的な大流行）となった新型コロナウイルス禍により、地球規模で人の移動や企業活動が制限され、国内外の経済は深刻な打撃を受けました。地域経済においても活動全般が急激に滞り、大変厳しい状況となっております。

また、低金利による収益性の低下、デジタルライゼーションの急速な進行などにより、地方銀行の経営は今まさに歴史的な転換期を迎えており、持続可能なビジネスモデルの再構築が喫緊の課題となっております。

このような状況のなか、当行は、企業価値・存在価値をさらに高めるため、昨年度より第7次中期経営計画「未来を描き、夢をかなえる」（期間：5年間：2019年4月～2024年3月）をスタートし、グループの総力をあげて、「お取引先や地域社会の持続可能な発展を企画して創る、従来の枠組み・発想を超える」という強い想いを込めた「Sustainability Design Company」の実現に向けて取り組んでおります。

こうした取組の結果、当第2四半期連結累計期間の財政状態・経営成績は、次のとおりとなりました。

総資産残高は、6,714,460百万円で前連結会計年度末に比べ429,458百万円の増加となりました。

資産項目の主要な勘定残高は、有価証券が1,389,853百万円（前連結会計年度末比82,746百万円の増加）、貸出金が3,964,983百万円（同105,620百万円の増加）であります。

一方、負債の部の合計は、6,284,035百万円で前連結会計年度末に比べ374,834百万円の増加となりました。

負債項目の主要な勘定残高は、預金が5,202,419百万円（前連結会計年度末比315,986百万円の増加）、譲渡性預金が61,533百万円（同5,150百万円の減少）、コールマネーが101,160百万円（同35,226百万円の減少）、債券貸借取引受入担保金が218,967百万円（同16,570百万円の減少）、借入金が573,820百万円（同122,740百万円の増加）等であります。

純資産の部の合計は、430,425百万円で前連結会計年度末比54,623百万円の増加となりました。これは、土地再評価差額金が前連結会計年度末比2,543百万円減少したものの、利益剰余金が同7,822百万円増加するとともに、その他有価証券評価差額金が同47,731百万円増加したことが主因であります。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当第2四半期 連結会計期間末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資産(総資産)	6,285,002	6,714,460	429,458
うち有価証券	1,307,107	1,389,853	82,746
うち貸出金	3,859,363	3,964,983	105,620
負債	5,909,200	6,284,035	374,834
うち預金	4,886,433	5,202,419	315,986
うち譲渡性預金	66,683	61,533	5,150
うちコールマネー	136,386	101,160	35,226
うち債券貸借取引受入担保金	235,538	218,967	16,570
うち借入金	451,079	573,820	122,740
うち新株予約権付社債	21,766		21,766
純資産	375,801	430,425	54,623
うち利益剰余金	220,282	228,105	7,822
うちその他有価証券評価差額金	102,311	150,042	47,731
うち土地再評価差額金	11,103	8,559	2,543

当第2四半期連結累計期間の損益については、次のとおりであります。

経常収益は、42,567百万円で前年同期比2,117百万円の減収となりました。これは、貸出金利息、有価証券利息配当金の減少等による資金運用収益の減少（前年同期比2,066百万円の減少）を主因としております。

一方、経常費用は、35,633百万円で前年同期比1,905百万円の減少となりました。これは、預金利息や債券貸借取引支払利息、借入金利息の減少等により資金調達費用が減少（前年同期比2,021百万円の減少）したことを主因としております。

その結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は前年同期比212百万円減益の6,934百万円、また固定資産処分益が2,777百万円減少したことから、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比2,223百万円減益の6,412百万円となりました。

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

	前第2四半期 連結累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期 連結累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
経常収益	44,684	42,567	2,117
資金運用収益	25,930	23,863	2,066
うち貸出金利息	18,618	17,570	1,048
うち有価証券利息配当金	7,159	6,192	966
信託報酬		1	1
役務取引等収益	7,590	7,771	180
(内訳)預金・貸出業務	1,334	1,659	324
為替業務	1,580	1,577	3
信託関連業務		17	17
証券関連業務	195	213	17
代理業務	169	195	26
保護預り・ 貸金庫業務	127	120	7
保証業務	543	537	5
カード業務	1,577	1,416	160
投資信託・ 保険販売業務	1,298	1,455	156
その他	763	578	185
その他業務収益	8,597	8,588	9
うち国債等債券売却益	1,118	1,715	597
その他経常収益	2,566	2,342	224
うち株式等売却益	1,949	1,803	145
経常費用	37,538	35,633	1,905
資金調達費用	3,989	1,967	2,021
うち預金利息	1,308	515	793
うち債券貸借取引支払利息	660	165	495
うち借入金利息	1,282	600	681
役務取引等費用	2,320	2,392	71
その他業務費用	7,746	6,871	875
うち金融派生商品費用	925	324	601
営業経費	21,585	21,524	61
その他経常費用	1,896	2,877	980
うち貸倒引当金繰入額	936	1,941	1,004
経常利益	7,146	6,934	212
親会社株主に帰属する 中間純利益	8,636	6,412	2,223

(業種別貸出状況(未残・構成比))

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,761,608	100.00	3,954,280	100.00
製造業	516,408	13.73	583,770	14.76
農業、林業	6,837	0.18	7,300	0.19
漁業	454	0.01	422	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	14,099	0.37	12,682	0.32
建設業	99,283	2.64	116,330	2.94
電気・ガス・熱供給・水道業	52,226	1.39	54,481	1.38
情報通信業	32,588	0.87	28,861	0.73
運輸業、郵便業	161,779	4.30	169,291	4.28
卸売業、小売業	425,297	11.31	427,667	10.82
金融業、保険業	98,643	2.62	96,174	2.43
不動産業、物品賃貸業	627,227	16.67	653,645	16.53
その他のサービス業	272,195	7.24	305,343	7.72
地方公共団体	495,621	13.18	512,230	12.95
その他	958,944	25.49	986,076	24.94
海外及び特別国際金融取引勘定分	12,685	100.00	10,702	100.00
政府等				
金融機関	1,250	9.85	1,250	11.68
その他	11,435	90.15	9,452	88.32
合計	3,774,294		3,964,983	

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。なお、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成31年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2020年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	15.43
2. 連結Tier 1比率(5/7)	15.43
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	15.43
4. 連結における総自己資本の額	4,169
5. 連結におけるTier 1資本の額	4,168
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	4,168
7. リスク・アセットの額	27,010
8. 連結総所要自己資本額	2,160

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2020年9月30日
連結レバレッジ比率	7.31

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2020年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	15.06
2. 単体Tier 1比率(5/7)	15.06
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	15.06
4. 単体における総自己資本の額	4,035
5. 単体におけるTier 1資本の額	4,035
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	4,035
7. リスク・アセットの額	26,787
8. 単体総所要自己資本額	2,142

単体レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2020年9月30日
単体レバレッジ比率	7.10

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,893	2,308
危険債権	35,867	37,028
要管理債権	13,696	21,682
正常債権	3,802,641	3,978,096

(2) キャッシュ・フローの状況

当行グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、税金等調整前中間純利益8,811百万円の計上等により、287,772百万円の収入となりました。前年同期との比較では、主として預金残高が増加したことにより、277,594百万円の収入の増加となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却による収入ならびに償還による収入を上回り、7,396百万円の支出となりました。前年同期との比較では、有価証券の売却による収入の増加等により、5,000百万円の支出の減少となりました。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、主として新株予約権付社債の償還による支出、ならびに劣後特約付借入金の返済による支出により、32,456百万円の支出となるとともに、前年同期との比較でも、この2つの要因により31,326百万円の支出の増加となりました。

その結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ247,918百万円増加し、当第2四半期連結累計期間末残高は1,182,006百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第2四半期連結累計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について第133期（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）有価証券報告書から重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、連結財務諸表注記事項の（追加情報）を参照願います。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての重要な変更、又は、新たに定めた経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についての重要な変更、又は、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,090,081	53,090,081	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	53,090,081	53,090,081		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)6名
新株予約権の数(個)	395(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,900(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年8月21日～2050年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格2,360円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2020年8月20日)における内容を記載しております。

(注)

1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 20株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当行が当行普通株式の株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1及び2に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8)新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日		53,090		33,076		23,942

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,388	4.75
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,872	3.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,692	3.37
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	1,610	3.20
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,599	3.18
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町1番38号	1,193	2.37
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,180	2.35
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,095	2.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	969	1.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	822	1.63
計		14,426	28.72

(注) 1 上記のほか当行所有の自己株式2,858千株があります。

2 2019年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー(Silchester International Investors LLP)が2018年8月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2020年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載していません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。保有株券等の数は2018年10月1日付で行った普通株式5株を1株とする株式併合前の株数を記載してあります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー(Silchester International Investors LLP)	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、 タイム アンド ライフ ビル5階	22,599	8.51

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,858,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,985,700	499,857	
単元未満株式	普通株式 246,281		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	53,090,081		
総株主の議決権		499,857	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式16株が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	2,858,100		2,858,100	5.38
計		2,858,100		2,858,100	5.38

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次の通りであります。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
専務取締役 代表取締役	常務取締役	西 基宏	2020年6月25日
専務取締役 代表取締役	常務取締役	久保田 真也	2020年6月25日

なお、2020年6月25日開催の定時株主総会において取締役に就任いたしました、西川 勝之は監査部長の委嘱を受けました。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	934,834	1,182,777
コールローン及び買入手形	4,679	10,000
買入金銭債権	3,805	4,438
商品有価証券	298	380
金銭の信託	14,424	14,340
有価証券	1, 7, 13 1,307,107	1, 7, 13 1,389,853
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 3,859,363	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 3,964,983
外国為替	6 7,909	6 7,720
その他資産	7 97,636	7 90,222
有形固定資産	9, 10 52,843	9, 10 48,611
無形固定資産	1,960	1,875
繰延税金資産	614	626
支払承諾見返	27,475	27,153
貸倒引当金	27,952	28,523
資産の部合計	6,285,002	6,714,460
負債の部		
預金	7 4,886,433	7 5,202,419
譲渡性預金	66,683	61,533
コールマネー及び売渡手形	7 136,386	101,160
債券貸借取引受入担保金	7 235,538	7 218,967
借入金	7, 11 451,079	7 573,820
外国為替	40	66
新株予約権付社債	12 21,766	-
信託勘定借	-	14 106
その他負債	45,988	42,444
退職給付に係る負債	1,841	715
役員退職慰労引当金	5	4
睡眠預金払戻損失引当金	379	322
利息返還損失引当金	25	20
偶発損失引当金	182	165
繰延税金負債	28,627	49,518
再評価に係る繰延税金負債	9 6,747	9 5,615
支払承諾	27,475	27,153
負債の部合計	5,909,200	6,284,035

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	24,536	24,536
利益剰余金	220,282	228,105
自己株式	8,184	8,114
株主資本合計	269,712	277,604
その他有価証券評価差額金	102,311	150,042
繰延ヘッジ損益	8,351	6,581
土地再評価差額金	9 11,103	9 8,559
退職給付に係る調整累計額	894	724
その他の包括利益累計額合計	105,957	152,745
新株予約権	131	75
純資産の部合計	375,801	430,425
負債及び純資産の部合計	6,285,002	6,714,460

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
経常収益	44,684	42,567
資金運用収益	25,930	23,863
(うち貸出金利息)	18,618	17,570
(うち有価証券利息配当金)	7,159	6,192
信託報酬	-	1
役務取引等収益	7,590	7,771
その他業務収益	8,597	8,588
その他経常収益	1 2,566	1 2,342
経常費用	37,538	35,633
資金調達費用	3,989	1,967
(うち預金利息)	1,308	515
役務取引等費用	2,320	2,392
その他業務費用	7,746	6,871
営業経費	2 21,585	2 21,524
その他経常費用	3 1,896	3 2,877
経常利益	7,146	6,934
特別利益	5,002	2,225
固定資産処分益	4 5,002	4 2,225
特別損失	225	348
固定資産処分損	44	125
減損損失	5 180	5 223
税金等調整前中間純利益	11,924	8,811
法人税、住民税及び事業税	3,309	4,105
法人税等調整額	22	1,707
法人税等合計	3,287	2,398
中間純利益	8,636	6,412
親会社株主に帰属する中間純利益	8,636	6,412

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
中間純利益	8,636	6,412
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,084	47,731
繰延ヘッジ損益	3,766	1,769
退職給付に係る調整額	220	169
その他の包括利益合計	2,901	49,331
中間包括利益	5,734	55,744
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,734	55,744

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,536	209,664	5,921	261,356
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,150		1,150
親会社株主に帰属する中間純利益			8,636		8,636
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			2	24	22
土地再評価差額金の取崩			595		595
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	8,078	23	8,102
当中間期末残高	33,076	24,536	217,743	5,898	269,458

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	130,613	3,895	11,357	2,665	140,741	129	402,227
当中間期変動額							
剰余金の配当							1,150
親会社株主に帰属する中間純利益							8,636
自己株式の取得							1
自己株式の処分							22
土地再評価差額金の取崩							595
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,084	3,766	595	220	3,497	9	3,506
当中間期変動額合計	1,084	3,766	595	220	3,497	9	4,595
当中間期末残高	131,698	7,662	10,762	2,445	137,244	120	406,822

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,536	220,282	8,184	269,712
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,129		1,129
親会社株主に帰属する中間純利益			6,412		6,412
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			4	71	67
土地再評価差額金の取崩			2,543		2,543
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	7,822	69	7,892
当中間期末残高	33,076	24,536	228,105	8,114	277,604

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	102,311	8,351	11,103	894	105,957	131	375,801
当中間期変動額							
剰余金の配当							1,129
親会社株主に帰属する中間純利益							6,412
自己株式の取得							1
自己株式の処分							67
土地再評価差額金の取崩							2,543
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	47,731	1,769	2,543	169	46,787	56	46,731
当中間期変動額合計	47,731	1,769	2,543	169	46,787	56	54,623
当中間期末残高	150,042	6,581	8,559	724	152,745	75	430,425

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	11,924	8,811
減価償却費	1,372	1,208
減損損失	180	223
貸倒引当金の増減()	31	571
偶発損失引当金の増減()	5	16
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	897	1,125
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	61	56
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	4	5
資金運用収益	25,930	23,863
資金調達費用	3,989	1,967
有価証券関係損益()	2,743	2,429
金銭の信託の運用損益(は運用益)	13	83
為替差損益(は益)	2	1
固定資産処分損益(は益)	4,957	2,100
貸出金の純増()減	4,761	105,620
預金の純増減()	27,028	315,986
譲渡性預金の純増減()	1,605	5,150
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	27,766	132,740
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	60	23
コールローン等の純増()減	3,666	5,953
コールマネー等の純増減()	31,020	35,226
債券貸借取引受入担保金の純増減()	31,882	16,570
外国為替(資産)の純増()減	658	189
外国為替(負債)の純増減()	149	25
信託勘定借の純増減()	-	106
資金運用による収入	27,224	24,206
資金調達による支出	3,730	2,458
その他	3,303	4,525
小計	13,757	290,046
法人税等の支払額	3,580	2,273
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,177	287,772

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	205,838	317,420
有価証券の売却による収入	75,748	197,737
有価証券の償還による収入	111,422	107,817
金銭の信託の減少による収入	941	-
有形固定資産の取得による支出	875	582
有形固定資産の売却による収入	6,540	5,346
無形固定資産の取得による支出	335	295
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,396	7,396
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	10,000
新株予約権付社債の償還による支出	-	21,392
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	22	67
配当金の支払額	1,150	1,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,130	32,456
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,351	247,918
現金及び現金同等物の期首残高	810,413	934,088
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 807,062	1 1,182,006

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

主要な会社名

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

滋賀保証サービス株式会社

(2) 非連結子会社 4社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合

しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合

しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合

しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合

しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

しがぎん地域企業の持続的成長につなげる本業支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,718百万円(前連結会計年度末は10,906百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当行グループは、2020年3月時点より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は2020年9月頃に収束し、経済はその後緩やかに回復に向かう」と仮定して貸倒引当金等の会計上の見積りを実施しておりました。

しかしながら、2020年9月末時点で新型コロナウイルスの感染拡大が収束したとは言えない状況であるとの認識から、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定を次のとおり修正しております。

2020年9月末時点での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は最悪期を脱したものの、引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは2021年4月以降になる。

なお、資金繰り支援を含む政府・自治体等の経済対策が引き続き実施されていることなどから、当中間連結会計期間（2021年3月期第2四半期）において、貸出金等の信用リスクへの影響は限定的であります。

しかしながら、上記における仮定は不確実性が高いため、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響により、第3四半期（2021年3月期第3四半期）以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
出資金	511百万円	579百万円

2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	213百万円	550百万円
延滞債権額	37,196百万円	38,580百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	177百万円	134百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	16,000百万円	21,562百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	53,587百万円	60,828百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	9,523百万円	5,944百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	616,236百万円	693,662百万円
貸出金	231,307百万円	261,007百万円
その他資産(リース投資資産)	629百万円	514百万円
計	848,173百万円	955,185百万円
担保資産に対応する債務		
預金	25,049百万円	19,783百万円
コールマネー及び売渡手形	18,501百万円	百万円
債券貸借取引受入担保金	235,538百万円	218,967百万円
借入金	437,738百万円	567,457百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
その他資産(中央清算機関等差入証拠金)	41,071百万円	39,366百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
保証金	461百万円	395百万円

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	959,236百万円	1,015,852百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	896,110百万円	936,141百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。

- 10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	46,473百万円	46,403百万円

- 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	百万円

- 12 新株予約権付社債は、実質破綻時免除特約及び劣後特約付社債であります。

- 13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
27,537百万円	26,004百万円

- 14 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金銭信託	百万円	106百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,949百万円	1,803百万円
償却債権取立益	237百万円	76百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	8,033百万円	7,723百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	936百万円	1,941百万円
株式等売却損	53百万円	277百万円
株式等償却	199百万円	261百万円
貸出金償却	435百万円	106百万円

4 前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

「固定資産処分益」には、滋賀県外の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」4,966百万円を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

「固定資産処分益」は、滋賀県外の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」2,225百万円であります。

5 当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ) 滋賀県内

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
主な用途	営業用資産1ヶ所	営業用資産3ヶ所
種類	建物・動産	土地・建物・動産
減損損失額	20百万円	223百万円

(ロ) 滋賀県外

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
主な用途	営業用資産1ヶ所	
種類	土地・建物・動産	
減損損失額	160百万円	百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(1)資産グループの概要

遊休資産

店舗・社宅跡地等

営業用資産

営業の用に供する資産

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(2)グルーピングの方法

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

営業用資産

原則、営業店単位

ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング

共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090			53,090	
合 計	53,090			53,090	
自己株式					
普通株式	1,954	0	8	1,947	(注)
合 計	1,954	0	8	1,947	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権					120	
	合 計					120	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,150	22.5	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	895	利益剰余金	17.5	2019年 9月30日	2019年 12月10日

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090			53,090	
合 計	53,090			53,090	
自己株式					
普通株式	2,882	0	25	2,858	(注)
合 計	2,882	0	25	2,858	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権					75	
	合 計					75	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,129	22.5	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	879	利益剰余金	17.5	2020年 9月30日	2020年 12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	807,741百万円	1,182,777百万円
その他預け金	679百万円	770百万円
現金及び現金同等物	807,062百万円	1,182,006百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸主側

リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	17,388	16,530
見積残存価額部分	463	441
受取利息相当額 ()	1,557	1,445
リース投資資産	16,294	15,525

リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額
リース債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年以内	373	380
1年超2年以内	371	379
2年超3年以内	346	299
3年超4年以内	226	121
4年超5年以内	17	9
5年超		

リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年以内	5,488	5,184
1年超2年以内	4,413	4,273
2年超3年以内	3,350	3,188
3年超4年以内	2,263	2,165
4年超5年以内	1,218	1,044
5年超	653	672

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	934,834	934,834	
(2) 有価証券 その他有価証券	1,299,561	1,299,561	
(3) 貸出金 貸倒引当金(1)	3,859,363 27,412		
	3,831,950	3,859,117	27,166
資 産 計	6,066,346	6,093,513	27,166
(1) 預金	4,886,433	4,886,683	249
(2) 譲渡性預金	66,683	66,685	2
(3) コールマネー及び売渡手形	136,386	136,386	
(4) 債券貸借取引受入担保金	235,538	235,538	
(5) 借入金	451,079	451,088	8
負 債 計	5,776,121	5,776,382	260
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	298	298	
ヘッジ会計が適用されているもの	(12,007)	(12,007)	
デリバティブ取引計	(11,709)	(11,709)	

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,182,777	1,182,777	
(2) 有価証券 其他有価証券	1,382,008	1,382,008	
(3) 貸出金 貸倒引当金(1)	3,964,983 27,855		
	3,937,128	3,967,191	30,063
資 産 計	6,501,914	6,531,977	30,063
(1) 預金	5,202,419	5,202,685	266
(2) 譲渡性預金	61,533	61,539	6
(3) コールマネー及び売渡手形	101,160	101,160	
(4) 債券貸借取引受入担保金	218,967	218,967	
(5) 借入金	573,820	574,136	316
負 債 計	6,157,901	6,158,490	588
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	835	835	
ヘッジ会計が適用されているもの	(9,462)	(9,462)	
デリバティブ取引計	(8,627)	(8,627)	

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金及び譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子会社の借入金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(1)(2)	3,853	3,854
組合出資金等(3)	3,692	3,990
合 計	7,545	7,845

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 前連結会計年度において、非上場株式について15百万円の減損処理を行っております。当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理はありません。
- (3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式等で構成されているため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

- 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	184,305	43,671	140,633
	債券	599,935	589,374	10,560
	国債	192,935	186,981	5,954
	地方債	156,305	154,967	1,338
	社債	250,693	247,425	3,268
	その他	125,837	121,462	4,375
	小計	910,077	754,508	155,569
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	14,790	18,486	3,695
	債券	230,810	233,457	2,646
	国債	62,124	63,534	1,409
	地方債	59,266	59,583	317
	社債	109,420	110,339	919
	その他	143,935	151,230	7,295
	小計	389,536	403,174	13,637
合計		1,299,614	1,157,682	141,931

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	248,292	45,549	202,742
	債券	607,891	598,487	9,403
	国債	159,735	154,752	4,982
	地方債	186,281	184,872	1,409
	社債	261,874	258,862	3,012
	その他	173,844	167,997	5,846
	小計	1,030,027	812,035	217,992
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	13,446	16,025	2,578
	債券	261,399	263,999	2,599
	国債	112,441	114,417	1,976
	地方債	57,390	57,475	84
	社債	91,567	92,106	539
	その他	79,634	82,031	2,397
	小計	354,480	362,056	7,575
合 計		1,384,508	1,174,091	210,417

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は277百万円(株式227百万円、債券50百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は267百万円(株式261百万円、債券5百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	141,643
その他有価証券	141,643
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	39,331
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	102,311
()非支配株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	102,311

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	210,128
その他有価証券	210,128
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	60,085
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	150,042
()非支配株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	150,042

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	326	217	8	8
	受取変動・支払固定	7,509	7,509	484	484
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建					
買建					
合計				476	476

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店 頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	317	211	8	8
	受取変動・支払固定	7,300	7,300	255	255
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
合 計				246	246

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	49,142	29,222	699	699
	為替予約				
	売建	44,225		25	25
	買建	34,599		100	100
	通貨オプション				
	売建	83,720	50,742	2,240	1,005
	買建	83,720	50,742	2,240	415
	その他				
	売建				
	買建				
合 計				774	1,365

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店 頭	通貨スワップ	37,932	25,144	938	938
	為替予約				
	売建	49,676		70	70
	買建	10,548		88	88
	通貨オプション				
	売建	98,913	63,596	3,210	21
	買建	98,913	63,596	3,326	731
	その他				
	売建				
	買建				
	合 計			1,072	1,709

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建				
	買建				
	債券先物オプション				
店頭	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建	30,000		9	12
	合 計			9	12

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	193,794	193,794	12,007
	金利先物 金利オプション その他				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定				
合 計					12,007

(注) 1 主として、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	223,044	223,044	9,462
	金利先物 金利オプション その他				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定				
合 計					9,462

(注) 1 主として、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業経費	12百万円	10百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 10,680株
付与日	2019年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年8月21日～2049年8月20日
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 2,204円

(注) 株式数に換算しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 7,900株
付与日	2020年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年8月21日～2050年8月20日
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 2,359円

(注) 株式数に換算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,856	10,225	7,590	8,011	44,684

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,647	9,760	7,772	7,386	42,567

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額		7,482円34銭	8,567円25銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	375,801	430,425
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	131	75
うち新株予約権	百万円	131	75
うち非支配株主持分	百万円		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	375,669	430,349
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	50,207	50,231

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益		168円88銭	127円69銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,636	6,412
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,636	6,412
普通株式の中間期中平均株式数	千株	51,139	50,220
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益		148円85銭	119円44銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	6,878	3,470
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	6,831	3,429
うち新株予約権	千株	47	40
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	934,739	1,182,653
コールローン	4,679	10,000
買入金銭債権	3,805	4,438
商品有価証券	298	380
金銭の信託	14,424	14,340
有価証券	1, 7, 11 1,310,342	1, 7, 11 1,392,801
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 3,878,885	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 3,983,906
外国為替	6 7,909	6 7,720
その他資産	61,001	55,392
その他の資産	7 61,001	7 55,392
有形固定資産	52,564	48,340
無形固定資産	1,833	1,687
支払承諾見返	27,475	27,153
貸倒引当金	26,123	26,523
資産の部合計	6,271,836	6,702,291
負債の部		
預金	7 4,891,113	7 5,207,651
譲渡性預金	80,563	75,043
コールマネー	7 136,386	101,160
債券貸借取引受入担保金	7 235,538	7 218,967
借入金	7, 9 447,498	7 570,804
外国為替	40	66
新株予約権付社債	10 21,766	-
信託勘定借	-	12 106
その他負債	29,885	26,654
未払法人税等	1,567	3,421
その他の負債	28,318	23,232
退職給付引当金	2,995	1,616
睡眠預金払戻損失引当金	379	322
偶発損失引当金	182	165
繰延税金負債	28,015	48,949
再評価に係る繰延税金負債	6,747	5,615
支払承諾	27,475	27,153
負債の部合計	5,908,587	6,284,277

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,942	23,942
資本準備金	23,942	23,942
利益剰余金	209,798	217,778
利益準備金	9,134	9,134
その他利益剰余金	200,664	208,643
固定資産圧縮積立金	400	400
別途積立金	186,893	197,293
繰越利益剰余金	13,370	10,949
自己株式	8,184	8,114
株主資本合計	258,633	266,683
その他有価証券評価差額金	101,731	149,276
繰延ヘッジ損益	8,351	6,581
土地再評価差額金	11,103	8,559
評価・換算差額等合計	104,483	151,254
新株予約権	131	75
純資産の部合計	363,248	418,013
負債及び純資産の部合計	6,271,836	6,702,291

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
経常収益	36,106	35,620
資金運用収益	25,911	24,546
(うち貸出金利息)	18,614	17,568
(うち有価証券利息配当金)	7,147	6,880
信託報酬	-	1
役務取引等収益	6,301	6,563
その他業務収益	1,310	2,164
その他経常収益	¹ 2,583	¹ 2,343
経常費用	30,200	28,816
資金調達費用	3,978	1,962
(うち預金利息)	1,309	516
役務取引等費用	2,470	2,558
その他業務費用	997	926
営業経費	² 20,800	² 20,808
その他経常費用	³ 1,954	³ 2,560
経常利益	5,905	6,804
特別利益	5,002	2,225
固定資産処分益	⁴ 5,002	⁴ 2,225
特別損失	225	348
固定資産処分損	44	125
減損損失	180	223
税引前中間純利益	10,683	8,681
法人税、住民税及び事業税	2,950	3,741
法人税等調整額	95	1,629
法人税等合計	2,854	2,111
中間純利益	7,828	6,569

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	174,793	15,395	199,723	5,921	250,821
当中間期変動額										
剰余金の配当							1,150	1,150		1,150
別途積立金の積立						12,100	12,100	-		
中間純利益							7,828	7,828		7,828
自己株式の取得									1	1
自己株式の処分							2	2	24	22
土地再評価差額金の取崩							595	595		595
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	12,100	4,829	7,270	23	7,293
当中間期末残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	186,893	10,565	206,994	5,898	258,114

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	130,046	3,895	11,357	137,508	129	388,459
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,150
別途積立金の積立						
中間純利益						7,828
自己株式の取得						1
自己株式の処分						22
土地再評価差額金の取崩						595
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,008	3,766	595	3,353	9	3,363
当中間期変動額合計	1,008	3,766	595	3,353	9	3,930
当中間期末残高	131,055	7,662	10,762	134,155	120	392,390

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	186,893	13,370	209,798	8,184	258,633
当中間期変動額										
剰余金の配当							1,129	1,129		1,129
別途積立金の積立						10,400	10,400	-		
中間純利益							6,569	6,569		6,569
自己株式の取得									1	1
自己株式の処分							4	4	71	67
土地再評価差額金の 取崩							2,543	2,543		2,543
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	10,400	2,420	7,979	69	8,049
当中間期末残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	197,293	10,949	217,778	8,114	266,683

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	101,731	8,351	11,103	104,483	131	363,248
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,129
別途積立金の積立						
中間純利益						6,569
自己株式の取得						1
自己株式の処分						67
土地再評価差額金の 取崩						2,543
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	47,545	1,769	2,543	46,771	56	46,714
当中間期変動額合計	47,545	1,769	2,543	46,771	56	54,764
当中間期末残高	149,276	6,581	8,559	151,254	75	418,013

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,718百万円(前事業年度末は10,906百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当行は、2020年3月時点より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は2020年9月頃に収束し、経済はその後緩やかに回復に向かう」と仮定して貸倒引当金等の会計上の見積りを実施しておりました。

しかしながら、2020年9月末時点で新型コロナウイルスの感染拡大が収束したとは言えない状況であるとの認識から、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定を次のとおり修正しております。

2020年9月末時点での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は最悪期を脱したものの、引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは2021年4月以降になる。

なお、資金繰り支援を含む政府・自治体等の経済対策が引き続き実施されていることなどから、当中間会計期間（2021年3月期第2四半期）において、貸出金等の信用リスクへの影響は限定的であります。

しかしながら、上記における仮定は不確実性が高いため、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響により、第3四半期（2021年3月期第3四半期）以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	5,753百万円	5,753百万円
出資金	489百万円	554百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	211百万円	546百万円
延滞債権額	37,184百万円	38,570百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	177百万円	134百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	15,984百万円	21,547百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	53,557百万円	60,799百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	9,523百万円	5,944百万円

- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	616,236百万円	693,662百万円
貸出金	231,307百万円	261,007百万円
計	847,544百万円	954,670百万円
担保資産に対応する債務		
預金	25,049百万円	19,783百万円
コールマネー	18,501百万円	百万円
債券貸借取引受入担保金	235,538百万円	218,967百万円
借入金	437,326百万円	567,169百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
その他資産(中央清算機関等差入証拠金)	41,071百万円	39,366百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
保証金	461百万円	395百万円

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	946,360百万円	1,004,394百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	883,234百万円	924,683百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	百万円

- 10 新株予約権付社債は、実質破綻時免除特約及び劣後特約付社債であります。

- 11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	27,537百万円	26,004百万円

- 12 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
金銭信託	百万円	106百万円

(中間損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,949百万円	1,803百万円
償却債権取立益	237百万円	76百万円

- 2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	939百万円	821百万円
無形固定資産	416百万円	367百万円

- 3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	998百万円	1,627百万円
株式等売却損	53百万円	277百万円
株式等償却	199百万円	261百万円
貸出金償却	433百万円	106百万円

- 4 前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

「固定資産処分益」には、滋賀県外の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」4,966百万円を含んでおります。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

「固定資産処分益」は、滋賀県外の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」2,225百万円であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	5,753	5,753
関連会社株式		
合 計	5,753	5,753

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2020年11月13日開催の取締役会において、第134期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	879百万円
1株当たりの中間配当金	17円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月17日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 崎 雅 則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 越 弘 昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月17日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河越弘昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2020年4月1日から2020年3月31日までの第134期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。